議会議案第８－５号

令和８年 10 月９日

葉山町議会議長　土佐　洋子　様

総務建設常任委員会

委員長　荒井　直彦

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第 109 条第６項及び葉山町議会会議規則第 13 条第３項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

非核三原則の尊重と堅持を求めるため、提案するものであります。

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島・長崎への原爆投下という未曽有の惨禍を経験した世界唯一の戦争被爆国である日本国民、そして葉山町民の悲願である。

葉山町議会は、昭和 58 年（1983 年）３月 22 日、「非核平和都市宣言」を決議し、核兵器の廃絶と世界平和の実現にむけて努力するという決意を示してきた。

今日、国際社会の緊張が高まり、安全保障環境は一層厳しさを増している。

しかし、こうした時代だからこそ、戦争被爆国としての倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められている。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではない。

よって国会及び政府は、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と、国際的信頼の基盤である平和国家の理念を重んじ、国是である非核三原則を尊重し、堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和８年 10 月９日

葉 山 町 議 会

提出先　　衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　法 務 大 臣
総 務 大 臣　外 務 大 臣　防 衛 大 臣